

羽島市消防本部告示第2号

消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第35条第1項第3号及び第36条第2項第2号の規定に基づき、消防機関の検査を受けなければならない防火対象物及び消防設備士又は総務省令で定める資格を有する者に点検させなければならない防火対象物を消防長が次のように指定したのでこの旨告示する。

令和4年1月18日

羽島市消防長

- 1 消防機関の検査を受けなければならない防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。
 - (1) 令別表第1(13)項ロ及び(17)項並びに(18)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が300平方メートル以上のもの
 - (2) 令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項、(12)項、(13)項イ及び(14)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が500平方メートル以上のもの
 - (3) 令別表第1(11)項、(15)項及び(16)項ロに掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの
- 2 有資格者に点検させなければならない防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。
 - (1) 令別表第1(8)項、(9)項ロ、(12)項ロ、(13)項、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの
 - (2) 令別表第1(5)項ロ、(7)項、(10)項、(12)項イ及び(14)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,400平方メートル以上のもの
 - (3) 令別表第1(11)項、(15)項及び(16)項ロに掲げる防火対象物で、延べ面積が2,000平方メートル以上のもの

附 則

この告示は、公布の日から施行する。